

議題1

地域医療構想調整会議等の今後の進め方について

令和元(2019)年6月28日(金)

令和元(2019)年度第1回県西地域医療構想調整会議



栃木県保健福祉部
県西健康福祉センター

地域医療構想の内容(医療法で定められたもの)

1. 2025年の**医療需要**
2. 2025年に目指すべき**医療提供体制**
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための**施策**
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備
医療従事者の確保・養成等

消費税増税分を活用した
地域医療介護総合確保基金
(H26~)で、医療機関の
自主的な取組を支援するなど

地域医療構想で目指す医療提供体制

- 将来の医療需要・受療動向を踏まえた、必要な医療の確保
地域ごとに、① 総量の確保、② 機能ごとの確保、③ 空白地域がないような配置、
など考慮していく
- 医療機能の分化・連携による効率的な医療提供体制の構築
各医療機関の強み、得意分野が見える化し、地域で集約化、役割分担を図る取組など
- 地域での生活を支える、療養環境の整備
地域の特性に合わせ、入院、在宅医療、介護のベストミックスで慢性期の需要を支えていく

地域医療構想調整会議の協議事項

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

（具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。）

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。

- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。
⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。
- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。
- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。
・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関 ・新たな病床を整備する予定の医療機関 ・開設者を変更する医療機関

地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。
 - ①医療機能や診療実績
 - ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
 - ③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

地域医療構想調整会議の運営

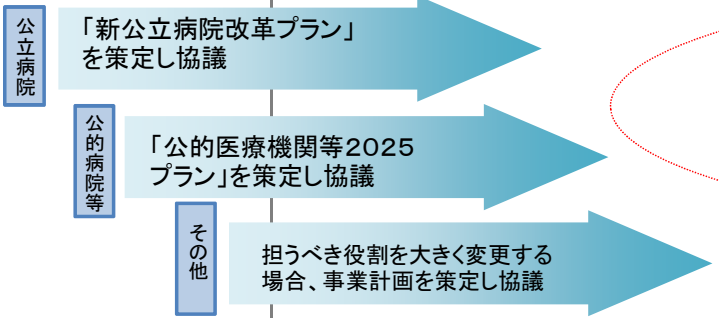
- 都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら、年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。
- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。

地域医療構想の達成に向けたロードマップ



具体的対応方針の策定

「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)より



✓ 構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

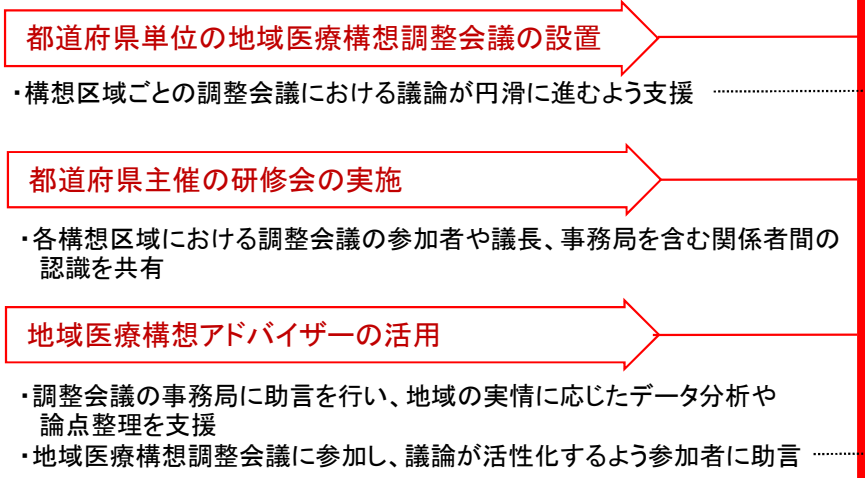
※具体的対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)

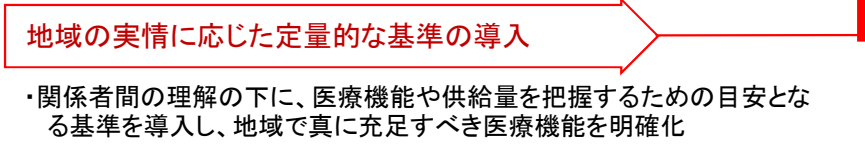
地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。

議論の活性化に向けた打ち手

「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」(平成30年6月22日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)より



「地域医療構想調整会議の活性化のための地域の実情に応じた定量的な基準の導入について」(平成30年8月16日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)より



◆【協議事項】

- ア. 調整会議の運用について(会議の協議事項、年間スケジュール)
- イ. 調整会議の議論の進捗状況について(具体的対応方針の合意の状況、再編統合の議論の状況)
- ウ. 調整会議の抱える課題解決について(参考事例の共有)
- エ. データの分析について(定量的な基準)
- オ. 構想区域を超えた広域での調整が必要な事項について(高度急性期の提供体制)

◆【活動内容】

- 病床機能報告データをはじめとする各種データの定量的な分析
 - ・非稼働病床や病床稼働率の状況を整理
 - ・地域の実情に応じた定量的な基準の導入について助言
- 公立・公的病院から提出されたプラン等について、中立的・客観的立場から、調整会議の議論を促す 等

地域医療構想の実現に向けた推進体制

地域医療構想調整会議 (県)

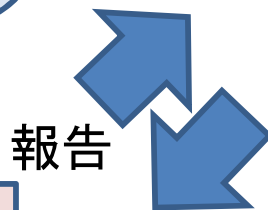
- ・調整会議議長、県医師会長、県病院協会、県保険者協議会、調整会議議長を除く郡市医師会の代表、(議題に応じた参加者)
- ・年2回程度開催
- ・調整会議における県の方針、協議の優先度の決定 等

栃木県医療介護総合確保 推進協議会

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来の目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理 等



情報共有



報告

助言



報告

助言

地域医療構想調整会議

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来の目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金事業の提案や実施への提言 等

病院及び有床診療所会議 (部会扱い)

- ・全ての病院及び有床診療所
- ・年2回程度開催
- ・従来の病院等情報交換会の機能を見直し、合意・承認の機能を有する会議として、より個別具体的な協議の実施



連携

医療・介護の体制整備に 係る協議の場

- ・調整会議＋介護療養病床を有する病院、診療所等＋市町(介護保険事業担当課)
- ・年1回程度開催(H30)
- ・地域での慢性期の療養等に関する、在宅医療の資源確保や医療・介護連携体制の構築
- ・将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、達成状況の共有

地域医療構想調整会議等の開催状況(H30)

	地域医療構想調整会議	病院及び有床診療所会議
県北	平成30年7月11日(水) 平成31年2月6日(水)	平成30年11月21日(水) 平成31年3月5日(火)
県西	平成30年8月7日(火) 平成30年12月18日(火)	平成30年8月7日(火) 平成31年3月5日(火)
宇都宮	平成30年7月26日(木) 平成31年1月31日(木)	平成30年10月30日(火) 平成31年2月25日(月)
県東	平成30年7月10日(火) 平成30年12月19日(水)	平成30年10月15日(月) 平成31年3月14日(木)
県南	平成30年6月18日(月) 平成30年12月10日(月)	平成30年10月20日(土) 平成30年11月10日(土) 平成31年2月19日(火)
両毛	平成30年7月3日(火) 平成30年12月21日(金)	平成30年9月27日(木) 平成31年3月8日(金)

地域医療構想調整会議等での協議（概要）①

- 2025年の病床の必要量の推計値を参考にした方向性を踏まえ、病床機能の分化・連携、在宅医療の充実や介護連携について、将来地域で必要とされる医療機能や医療需要と、現在の医療提供体制や受療動向を継続的に協議・検討しながら進めていく必要がある。
- 地域医療を支える人材の育成・確保が重要。

留意点、課題

- 医療従事者の需給見通しや働き方改革に則した医療従事者確保対策。

今後、求められる協議

- 全ての医療機関が「2025年に向け、地域で担うべき役割、機能ごとの病床数」について表明し、合意を目指す。

公的医療機関等2025プラン
新公立病院改革プラン

医療機関への意向調査

「地域医療構想調整会議」及び
「病院および有床診療所会議」
で協議、互いに承認、合意へ

- 病床に関する議題の他に構想区域ごとに協議すべき課題の整理や対応方針の検討（在宅医療、医療従事者の確保等）

地域医療構想に関するワーキンググループ(国)における協議事項への対応

(例)

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。
- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。
⇒公的・公立プランの説明・情報共有、意向調査及び役割調査の実施

各構想区域の実情に応じた課題への対応

- 将来(2025年等)に向けた課題への対応
⇒栃木県地域医療構想において推計した、2025年における診療科や分野ごとの病床の必要量(医療需要)と各種データから分析する現在の医療提供体制のギャップの有無の確認及び協議すべき課題の整理や対応方針の検討
- 現在の医療提供体制の課題への対応
⇒各種データから分析する現在の医療提供体制の課題の整理や対応方針の検討

2. 地域医療構想調整会議等の今後の 進め方について

今後の進め方(案)(総括表)

項目	実施済	今年度実施
①公的・公立プランの取り扱い	(1)各プランの説明・情報共有 (2)プランごとの比較及び時点修正 (3)現時点におけるプランの了承(合意)	(1)公的・公立でなければ担えない分野への重点化の確認 (2)プランの時点修正及び情報共有等 (3)プランの了承(合意) (③④と併せた役割分担の検討)
②意向調査及び役割調査の取り扱い	(1)意向調査及び役割調査実施 (2)意向及び役割表明及び質問等への対応 (3)現時点における了承(合意)	(1)意向表明した内容の修正の有無の確認 (2)必要が生じた場合は、修正内容の説明 (3)表明した意向等の了承(合意) (③④と併せた役割分担の検討)
③診療科や分野ごとの機能分担の検討		(1)病床機能報告等の各種データの提示 (2)必要なデータ、検討方法等の検討
④病床機能報告等の各種データの分析	(1)データ提示	(1)(2)各種データの有効活用や効果的な提示方法の検討及び各種データを活用した協議すべき課題の整理や検討
⑤診療科や診療報酬等の区分による病棟の機能区分の検討	(1)機能区分(案)の提示及び意見聴取 (2)機能区分(案)の了承	(1)区分に基づく協議
⑥非稼働病棟(病床)の取り扱い	(1)状況把握 (2)意向確認	(1)状況把握及び意向確認 (2)調整会議等における対応
⑦医療データ活用セミナーの開催	(1)開催	(1)開催予定

今後の進め方(案)①

① 公的医療機関等2025プラン及び新公立病院改革プラン(中期計画)の取り扱い

○平成30(2018)年度中に実施済

- (1)各プランの説明・情報共有
- (2)プランごとの比較及び時点修正
- (3)現時点におけるプランの了承(合意)

○令和元(2019)年度に実施

- (1)公立病院・公的医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかを確認
(国の地域医療構想に関するワーキンググループにおいて検討中)
- (2)プランの時点修正及び情報共有等
- (3)令和元(2019)年度時点におけるプランの了承(合意)

※(2)、(3)は原則年1回とし、毎年度繰り返し行う。また、第2回病院及び有床診療所会議(第4四半期)において議題とすることを基本とする。(大幅な修正等が生じた場合については、必要に応じて随時対応)

② 意向調査及び役割調査の取り扱い

○平成30(2018)年度中に実施済

- (1) 意向調査及び役割調査の実施(2025年に想定する機能ごとの病床数や今後の方針、担うべき(と考えている)役割の表明)
- (2) 各医療機関からの説明及び情報の共有
- (3) 各医療機関が表明した意向等について現時点における了承(合意)

○令和元(2019)年度に実施

- (1) 各医療機関が表明した意向等について修正等の有無の確認
 - (2) 各医療機関が表明した意向等を修正する必要がある場合は、病院及び有床診療所会議において修正内容の説明
 - (3) 令和元(2019)年度時点における各医療機関が表明した意向等の了承(合意)
- ※(2)、(3)は原則年1回とし、毎年度繰り返し行う。また、第2回病院及び有床診療所会議(第4四半期)において議題とすることを基本とする。(大幅な修正等が生じた場合については、必要に応じて随時対応)

医療機関に対する意向調査の結果について

- 1 調査内容 2025年に想定する機能ごとの病床数や現状と課題、今後の方針等を調査
- 2 調査対象 一般または療養病床を有する病院及び有床診療所(公的及び公立プラン策定対象医療機関を除く。ただし、公的及び公立プランに記載のない項目(公立の2025年の機能ごとの病床数等)については、公的及び公立プラン策定対象医療機関に調査を実施する。)

調査対象医療機関数(平成31(2019)年3月31日現在)

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛
病院	16	8	23	4	16	11
有床診療所	18	13	35	9	19	15

※公的プラン策定対象医療機関を除く。(県北 1 県西 1 宇都宮 4 県東 1 県南 3 両毛 2)

- 3 調査結果(回答数)(平成31(2019)年3月31日現在)

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛
病院 (未回答)	16 (0)	8 (0)	23 (0)	4 (0)	16 (0)	11 (0)
有床診療所 (未回答)	18 (0)	12 (1)	29 (6)	9 (0)	19 (0)	14 (1)

※一部の設問に未回答の医療機関を含む。

医療機関が担う役割に関する調査の結果について

- 1 調査内容 栃木県保健医療計画(7期計画)に定める医療機能を参考にするなどして、現時点において担うべき(と考
えている)医療機関としての役割を調査
- 2 調査対象 一般または療養病床を有する病院及び有床診療所
調査対象医療機関数(平成31(2019)年3月31日現在)

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛
病院	17	9	26	5	19	12
有床診療所	18	13	35	9	19	15

- 3 調査結果(回答数)(平成31(2019)年3月31日現在)

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛
病院 (未回答)	13 (4)	9 (0)	25 (1)	5 (0)	19 (0)	12 (0)
有床診療所 (未回答)	15 (3)	11 (2)	17 (18)	9 (0)	19 (0)	14 (1)

(現状)

- 地域医療構想調整会議、病院及び有床診療所会議については、原則、公開(患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱う場合等は非公開)としているところであるが、意向調査及び役割調査の結果は医療機関の経営に関する情報に該当する可能性があると考え、会議における取り扱いを非公開としている。
- その結果、医療機関は、同構想区域の調査結果のみ情報共有しているところであるが、診療科や分野によっては、他の構想区域の医療機関との連携が必要と考えられることから、全ての構想区域の調査結果について医療機関に情報提供することとする。

(対応)

- 令和元(2019)年度第1回病院及び有床診療所会議において、調査結果一覧を提供する。
 - 会議における取り扱いについては、引き続き非公開とする。
- ※平成31(2019)年度第2回栃木県地域医療構想調整会議において協議済

地域医療構想調整会議における議論の進捗確認について(概要)

1 対象 一般または療養病床を有する病院及び有床診療所

対象医療機関数(平成31(2019)年3月31日現在)

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛
病院	17	9	26	5	19	12
有床診療所	17	13	34	9	19	14

2 具体的対応方針合意医療機関数(平成31(2019)年3月31日現在)

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛
病院 (未合意)	12 (5)	8 (1)	24 (2)	5 (0)	18 (1)	12 (0)
有床診療所 (未合意)	11 (6)	9 (4)	11 (23)	9 (0)	19 (0)	11 (3)

※医療機関に対する意向調査及び医療機関が担う役割に関する調査の両方に回答し、地域医療構想調整会議及び病院及び有床診療所会議において意向等を表明した医療機関を合意として報告(2025年の病床数を未定と回答した医療機関は合意としない)

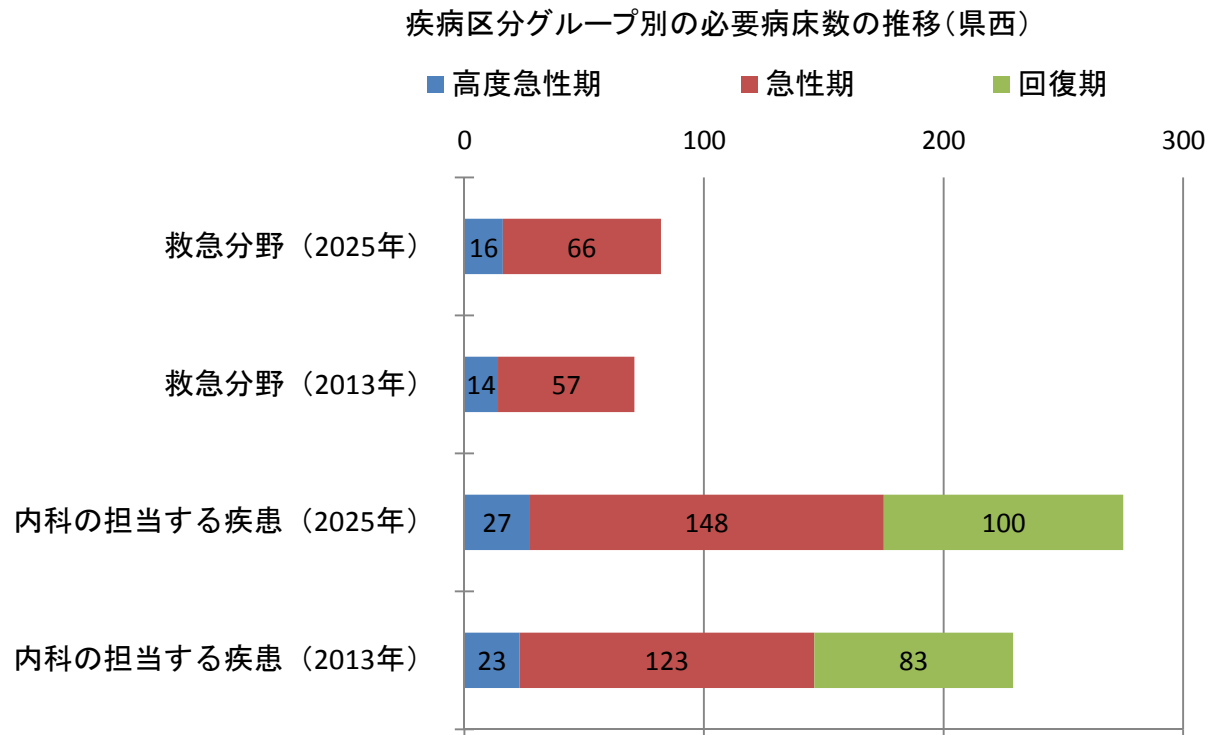
※公的医療機関等2025プラン策定対象医療機関及び公立医療機関は全て合意として報告(平成30年度中の合意が国から求められている)

- ③ 診療科や分野ごとの区分による機能分担の検討(将来に向けた課題への対応)
- ・各病棟が将来担おうとする機能を考えるにあたり、診療科や分野ごとに現在有する医療機能を確認するとともに、栃木県地域医療構想において推計した診療科や分野ごとの病床の必要量を参考に、将来に向けた機能分担の検討を行う。

○令和元(2019)年度に実施

- (1) 栃木県地域医療構想において推計した、2025年における診療科や分野ごとの病床の必要量(医療需要)と2013年及び各種データから分析する現在の医療提供体制のギャップの有無を確認
- (2) ギャップがある場合、協議すべき課題の整理や対応方針の検討
- (3) 検討に必要なデータ、検討体制、検討方法等の検討

③ 診療科や分野ごとの区分による機能分担の検討(将来に向けた課題への対応)



※栃木県地域医療構想において構想区域ごとに推計した必要病床数(医療需要)を参考に、将来に向けた増減を観点に協議すべき課題の整理や対応方針の検討を行う。

疾病区分グループ別の必要病床数の推移①

診療科	2013年			2025年(推計値)			増減(2025年－2013年)		
	高度急性期	急性期	回復期	高度急性期	急性期	回復期	高度急性期	急性期	回復期
内科	23	123	83	27	148	100	4	25	17
外科	20	65	50	22	74	58	2	9	8
整形外科	0	43	29	0	50	34	0	7	5
小児科	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産婦人科	0	21	0	0	20	0	0	-1	0
脳神経外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0
胸部外科	0	24	13	0	29	15	0	5	2
眼科	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	0	0	0	0	0	0	0	0	0
皮膚科	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泌尿器科	0	18	15	0	20	17	0	2	2
合計	43	294	190	49	341	224	6	47	34

- ・慢性期以外で疾患分類のデータがあったもののみを対象に分析(慢性期の入院は疾患データが入っていない)
- ・疾病区分ごとで医療需要が10未満となるデータは0で集計

疾病区分グループ別の必要病床数の推移②

分野	2013年			2025年(推計値)			増減(2025年－2013年)		
	高度急性期	急性期	回復期	高度急性期	急性期	回復期	高度急性期	急性期	回復期
救急分野	14	57	-	16	66	-	2	9	-
リハビリ分野	-	-	44	-	-	52	-	-	8
小児分野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上の肺炎	0	47	35	0	60	44	0	13	9
がん	0	34	29	0	40	34	0	6	5
がんの手術	0	16	14	0	18	17	0	2	3
外科の担当するがんの手術	0	0	0	0	14	12	0	14	12
脳卒中	0	19	15	0	23	18	0	4	3
脳卒中の手術	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脳卒中の手術なし	0	15	12	0	18	15	0	3	3
急性心筋梗塞	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	232	105	16	291	140	2	59	35

- ・慢性期以外で疾患分類のデータがあったもののみを対象に分析(慢性期の入院は疾患データが入っていない)
- ・疾病区分ごとで医療需要が10未満となるデータは0で集計

④ 病床機能報告等の各種データの分析(現在の課題への対応)

- ・それぞれの医療機関が現在有する医療機能や診療実績を共有することにより、現在の課題の整理や対応方針の検討を行う。

○平成30(2018)年度中に実施済

- (1) 病床機能報告について、様式1、2に基づくデータを提示することにより、それぞれの医療機関が現在有する医療機能や診療実績を共有

○令和元(2019)年度に実施

- (1) 病床機能報告等の各種データの有効活用や効果的な提示方法の検討
- (2) 各種データを活用し、協議すべき課題の整理や対応方針の検討

④ 病床機能報告等の各種データの分析(現在の課題への対応)

○活用可能な主なデータ

(1) 病床機能報告

(2) 医療計画作成支援データブック(国から提供)

① 医療計画における5疾病・5事業及び在宅医療に係る指標

② 医療提供状況(都道府県、二次医療圏、市町村)

- ・レセプト件数、算定医療機関数

- ・SCR(ある診療行為のレセプトを指数化し、全国平均に対して地域の診療行為が相対的に多いか少ないかを表すもの)

- ・患者受療動向(国民健康保険、退職国保、後期高齢者医療制度のみ)

(3) DPCデータ(平成29(2017)年度)

- ・県内のDPC対象病院(36病院 急性期約8,000床)の入退院に関するデータ(在院日数、疾患別手術件数等)

(4) 栃木県医療実態調査(平成28(2016)年度)

- ・県内の全ての病院及び有床診療所の入退院に関するデータ(疾病別の入院患者数、手術件数等)

現在の報告項目と対象期間・時点の関係

第19回地域医療構想WG	資料
平成31年2月22日	2

報告項目

医療機能等	
医療機能(現在/6年後の方向) ※介護施設に移行する場合は移行先類型 ※任意で2025年時点の医療機能の予定	
構造設備・人員配置等	
病床数・人員配置・機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・許可病床数 ・稼働病床数(一般・療養別) ・病棟全体が非稼働である場合はその理由 ・経過措置(1床当たり面積)に該当する病床数 ・算定する入院基本料・特定入院料 ・主とする診療科 ・設置主体 ・部門別職員数(医師、歯科医師、看護師、准看護師、看護補助者、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師数、臨床工学士、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士) ・DPC群の種類 ・特定機能病院、地域医療支援病院の承認 ・施設基準届出状況(総合入院体制加算、在宅療養支援病院/診療所、在宅療養後方支援病院) ・在宅療養支援病院である場合は看取り件数 ・三次救急医療施設、二次救急医療施設、救急告示病院の有無 ・高額医療機器の保有状況(CT、MRI、血管連続撮影装置、SPECT、PET、PETCT、PETMRI、強度変調放射線治療器、遠隔操作式密封小線源治療装置、ガンマナイフ、サイバーナイフ、内視鏡手術用支援機器(ダヴィンチ)) ・退院調整部門の設置状況 ※退院調整部門の配置職員数(医師、看護職員、MSW、事務員)
入院患者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の新規入棟患者数(予定入院・緊急入院別) ・在棟患者延べ数 ・退棟患者数 ・1年間/月間の新規入棟患者数(入棟前の場所別) ・1年間/月間の退棟患者数(退棟先の場所別、退院後の在宅医療の予定別)

入院患者に提供する医療の内容

術幅広い手術の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・手術件数(臓器別) ・全身麻酔の手術件数 ・人工心肺を用いた手術 ・胸腔鏡下手術件数 ・腹腔鏡下手術件数 	急性期後・在宅復帰への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援加算 ・救急・在宅等支援(療養)病床初期加算/有床診療所一般病床初期加算 ・地域連携診療計画加算 ・退院時共同指導料 ・介護支援連携指導料 ・退院時リハビリテーション指導料 ・退院前訪問指導料
がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療	<ul style="list-style-type: none"> ・悪性腫瘍手術件数 ・病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・放射線治療件数 ・化学療法件数 ・がん患者指導管理料 ・抗悪性腫瘍剤局所持続注入 ・肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入 ・超急性期脳卒中加算 ・脳血管内手術 ・経皮的冠動脈形成術 ・分挽件数 ・入院精神療法 ・精神科リエゾンチーム加算 ・認知症ケア加算 ・精神疾患診療体制加算 ・精神疾患診断治療初回加算 	全身管理	<ul style="list-style-type: none"> ・中心静脈注射 ・呼吸心拍監視 ・酸素吸入 ・観血的動脈圧測定 ・ドレーン法 ・胸腔若しくは腹腔洗浄 ・人工呼吸 ・人工腎臓 ・腹腔灌流 ・経管栄養カテーテル交換法
重症患者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク分娩管理加算 ・ハイリスク妊産婦共同管理料 ・救急搬送診療料 ・観血的肺動脈圧測定 ・持続緩徐式血液濾過 ・大動脈バルーンパンピング法、 ・経皮的心肺補助法 ・補助人工心臓・植込型補助人工心臓 ・頭蓋内圧持続測定 ・血漿交換療法 ・吸着式血液浄化法 ・血球成分除去療法 ・一般病棟用の重症度、医療・看護必要度を満たす患者割合 	疾患に応じた/早期からのリハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患別リハビリテーション料 ・早期リハビリテーション加算、 ・初期加算 ・摂食機能療法 ・リハビリテーション充実加算 ・休日リハビリテーション提供体制加算 ・入院時訪問指導加算 ・リハビリテーションを実施した患者の割合 ・平均リハ単位数/1患者1日当たり ・1年間の総退院患者数 ・1年間の総退院患者数のうち入棟時の日常生活機能評価が10点以上であった患者数・退棟時の日常生活機能評価が入院時に比較して4点以上改善していた患者数
救急医療の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・院内トリアージ実施料 ・夜間休日救急搬送医学管理料 ・精神科疾患患者等受入加算 ・救急医療管理加算 ・在宅患者緊急入院診療加算 ・救命のための気管内挿管 ・体表面ペーシング法/食道ペーシング法 ・非開胸的心マッサージ、カウンターショック ・心膜穿刺 ・食道圧迫止血チューブ挿入法 	長期療養患者・重度の障害者等の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・療養病棟入院基本料 ・褥瘡評価実施加算 ・重度褥瘡処置 ・重傷皮膚潰瘍管理加算 ・難病等特別入院診療加算 ・特殊疾患入院施設管理加算 ・超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算 ・強度行動障害入院医療管理加算
休日又は夜間に受診した患者延べ数(うち診察後、直ちに入院となった患者延べ数)・救急車の受入件数		多様な機能の有床診療所の	<ul style="list-style-type: none"> ・往診患者述べ数 ・訪問診療患者述べ数、 ・看取り患者数(院内/在宅) ・有床診療所入院基本料 ・有床診療所療養病床入院基本料 ・急変時の入院件数 ・有床診療所の病床の役割 ・過去1年間の新規入院患者のうち他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入割合
		科連携	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師連携加算 ・周術期口腔機能管理後手術加算 ・周術期口腔機能管理料

期間・時点



→7月1日時点



→1ヶ月分(6月診療分)



→1年分(前年7月～報告年6月分)

御意見を伺いたい内容

(1) 今後の進め方(案)③診療科や分野ごとの区分による機能分担の検討(将来に向けた課題への対応)(スライド16~19)について

(2) 今後の進め方(案)④病床機能報告等の各種データの分析(現在の課題への対応)(スライド20~22)について

- ・どのような種類のデータから議論を開始することが具体的な議論につながりやすいか(手術件数、平均在院日数等)
- ・どのようなデータの提示方法が具体的な議論につながりやすいと考えられるか
- ・どのような進め方が議論を継続しやすくすると考えられるか(疾病、分野ごとにテーマを設定する等)
- ・どのような体制が具体的な議論を行いやすいか(病院及び有床診療所が全て参加する場または診療科や分野ごとに一部の医療機関のみが参加する場等)

今後の進め方(案)⑤

⑤ 診療科や診療報酬等の区分による病棟の機能区分の検討

- ・現時点の機能区分を前提として、各病棟が将来担おうとする機能区分を考えるにあたり、機能区分の明確な基準がないため、診療科や診療報酬上の区分により、機能区分に異論がないと考えられる病棟から検討する。

- 例
- ・病床機能報告において報告されている診療報酬上の入院料から、救命救急やICUは高度急性期に区分
 - ・診療科から、産科や眼科は急性期に区分 等

○平成30(2018)年度中に実施

- (1)各構想区域において機能区分(案)の提示及び意見聴取
- (2)地域医療構想調整会議等における了承

○令和元(2019)年度に実施

- (1)平成30年度病床機能報告の結果を活用し、各構想区域における協議を開始

- ⑥ 病床が全て稼働していない病棟(過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟)を有する医療機関への対応

○平成30(2018)年度中に実施済

- (1) 病院及び有床診療所会議(調整会議)に意向調査や病床機能報告の結果等を提示し、構想区域内の非稼働病棟(病床)の状況を把握
- (2) 非稼働病棟(病床)を有する医療機関の今後の意向を確認

○令和元(2019)年度に実施

- (1) 病院及び有床診療所会議(調整会議)において、構想区域内の非稼働病棟(病床)の状況を把握及び今後の意向を確認
- (2) 調整会議、病院及び有床診療所会議における対応
 - 例 ・廃止しない意向を認める場合は、以後の調整会議等において、状況を継続的に確認
 - ・廃止する意向を認める場合は、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の案内(病床数の減少に伴う病棟等の用途変更に係る施設整備に係る経費への補助)

⑦ 医療データ活用セミナーの開催

- ・一般または療養病床を有する全ての病院及び有床診療所を対象とする医療データ活用のためのセミナーの開催を検討し、病院及び有床診療所が、病床機能報告等のデータから現状分析、将来予測等を行い、経営戦略の見直しにつなげることにより、病床機能分化・連携に向けた検討の一助とする。

○平成30(2018)年度中に実施済

- (1)各構想区域において開催

○令和元(2019)年度に実施

- (1)平成30(2018)年度の実施結果を踏まえ、内容等を検討した上で開催予定

地域医療構想調整会議等スケジュール(案)

- | | | |
|-------|--------------------|--|
| 6月11日 | (県)地域医療構想調整会議(第1回) | <ul style="list-style-type: none">・今後の進め方・平成30年度病床機能報告・医師確保計画及び外来医療計画 等 |
| 6月28日 | 地域医療構想調整会議(第1回) | <ul style="list-style-type: none">・今後の進め方・平成30年度病床機能報告・医師確保計画及び外来医療計画 等 |
| 9月頃 | 病院及び有床診療所会議(第1回) | <ul style="list-style-type: none">・今後の進め方・平成30年度病床機能報告・現在及び将来に向けた課題の分析・医師確保計画及び外来医療計画 等 |
| 11月頃 | 地域医療構想調整会議(第2回) | <ul style="list-style-type: none">・現在及び将来に向けた課題の分析・公的・公立重点化の検証・医師確保計画及び外来医療計画 等 |
| 2月頃 | 病院及び有床診療所会議(第2回) | <ul style="list-style-type: none">・現在及び将来に向けた課題の分析・公的・公立重点化の検証・公的・公立プラン及び意向調査の時点修正、了承(合意)等・医師確保計画及び外来医療計画 等 |
| 3月頃 | (県)地域医療構想調整会議(第2回) | <ul style="list-style-type: none">・次年度に向けた課題の整理・公的・公立重点化の検証・医師確保計画及び外来医療計画 等 |